

薬物乱用防止教育の推進について

平成28年9月9(金)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬物乱用防止教育の推進

第四次薬物乱用防止5か年戦略(H25.8 薬物乱用防止推進本部決定)

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実
薬物乱用防止教室の充実強化
学校と警察等関係機関・団体との連携強化
大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

(4) 広報啓発活動の強化

(5) 関係機関による相談体制の充実

(6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進



薬物乱用防止教育に関する文部科学省の取組

1. 教育課程の改善

・小学校、中学校及び高等学校において、薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知。

・平成21年3月に改訂された高等学校指導要領「保健体育」において、麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実。

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)第9節体育

- ・薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
- ・薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚せい剤等についても触れるものとする。

中学校学習指導要領(平成20年3月告示)第7節保健体育

- ・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。
- ・薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)第6節保健体育

- ・薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。
- ・薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。



2. 都道府県教育委員会等に対する指導

第四次薬物乱用防止五か年戦略の策定を受け、薬物乱用防止教育の充実について徹底するよう指導。(平成25年9月、スポーツ・青少年局長通知)

1 児童生徒への薬物乱用防止教育の充実

小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。

2 研修の機会の拡充

薬物乱用の有害性・危険性のみならず、社会環境などによって助長されることがあるため、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

3 「薬物乱用防止教室」の開催

学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても「薬物乱用防止教室」の開催に努めること。

平成26年7月22日に、いわゆる「脱法ドラッグ」の名称が「危険ドラッグ」に呼称が変更になったことを各都道府県教育委員会等に周知(平成26年7月28日)



4 「薬物乱用防止教室」の開催における関係機関等との連携の充実

薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

なお「薬物乱用防止教室」は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。

警察庁と連携し、各都道府県教育委員会等に、都道府県警察本部と連携充実を図り、学校が薬物乱用防止教室を行う場合には警察職員の協力を求められるように対応するように周知(平成28年1月28日)

5 研修内容の充実

都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。

6 警察との連携強化

学校警察連絡協議会等において、合法ハーブ等と称して販売される薬物等に関する情報の提供を受けたり、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行ったりするなど、警察と学校関係者等との連携を一層強化すること。

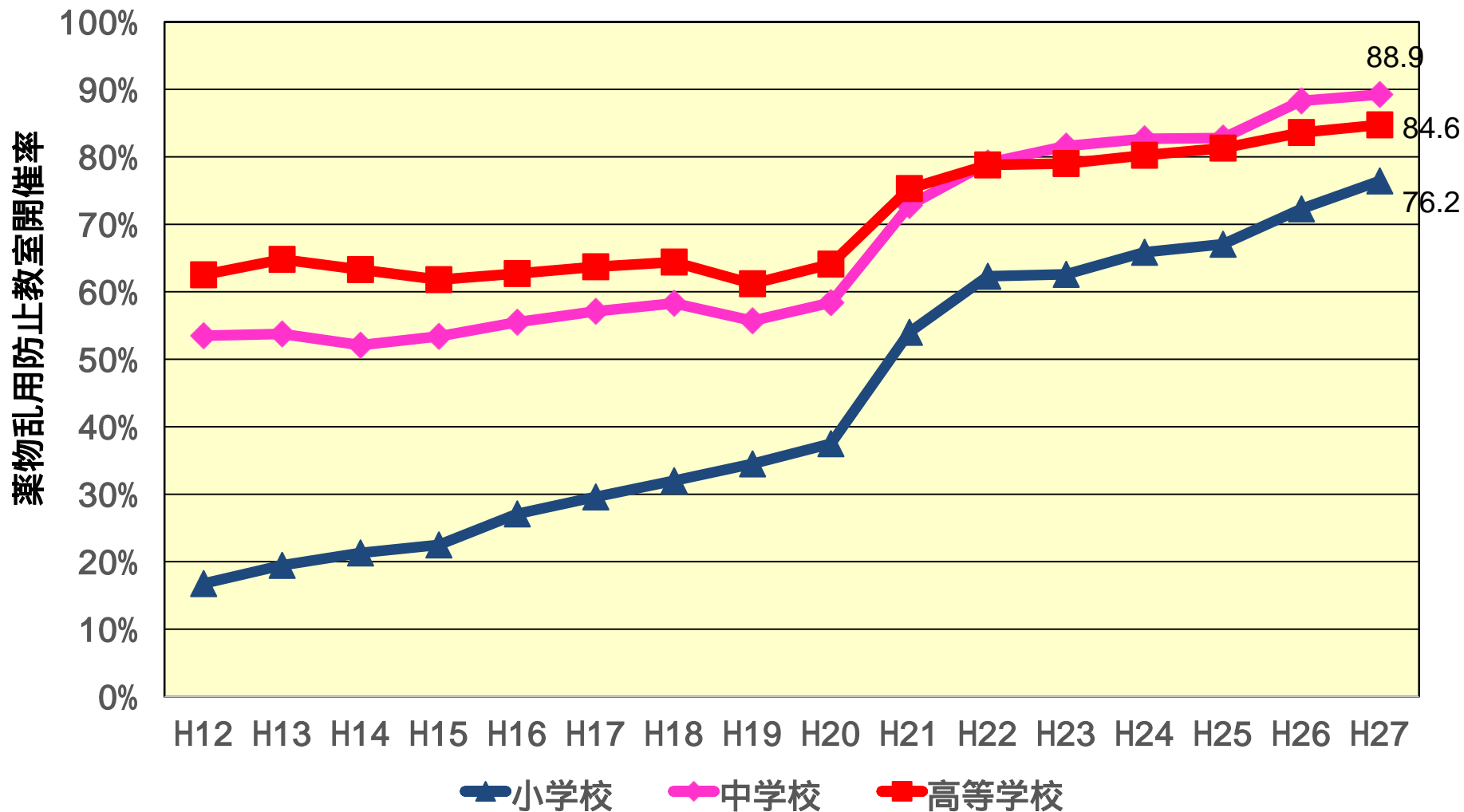
7 関係機関・団体等との連携強化

薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ること。

8 大学等における啓発及び指導の徹底

大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。

薬物乱用防止教室の開催状況



平成27年度「薬物乱用防止教室」開催状況調査結果

中学・高等学校・中等教育学校 (国・公・私立学校)

- 100% (1県)
- 90%以上100%未満 (23県)
- 80%以上90%未満 (12県)
- 60%以上80%未満 (11県)

